

参考資料

ペットフードの安全確保に関する研究会設置要領

第1 趣旨

メラミンを含む中国産原料を使用したペットフードによる米国での犬や猫の死亡事件が発生したこと、また、米国でリコール対象とされたペットフードが我が国で輸入販売されていたことなどを踏まえて、我が国におけるペットフードの安全確保の必要性が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、ペットフードの安全確保について幅広く検討することを目的として、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長共同の研究会として、生産局畜産部等関係部局の協力を得て、「ペットフードの安全確保に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催することとする。

第2 検討事項

- 1 ペットフードの安全確保の現状
(諸外国の状況を含む)
- 2 安全確保のための事業者等の取組を促す施策のあり方
- 3 安全確保のための制度的対応の必要性
- 4 その他

第3 構成

研究会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

第4 座長

- 1 研究会に、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、研究会を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5 運営

- 1 研究会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 研究会は公開とする。
 - (2) 研究会の資料は、研究会終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 1にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる場合等研究会が必要と判断したときは、研究会を非公開とし、研究会資料等を非公表とすることができます。
- 3 座長は、必要に応じ、適当と認められる者に研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第6 その他

- 1 本要領に規定していない事項については、座長が研究会委員の了承を得た上で、その取扱いを決定するものとする。
- 2 研究会の庶務は、生産局畜産部畜産振興課の協力を得て、農林水産省消費・安全部畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課が共同して行う。